

令和6年度 第1回 学校給食北部センター献立委員会 会議次第

日 時 令和6年7月16日(火)

午後4時00分

場 所 北部センター2階会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 会長、副会長の選任

4 会長あいさつ

5 協 議 事 項

(1) 令和6年度献立計画について

(2) アレルギー対応食について

(3) その他

6 閉 会

令和6年度
学校給食北部センター献立委員会名簿

役職名	氏名	電話	備考	
平根小学校長	長澤 永子	67-3539	小学校代表	会長
浅間中学校長	宮島 卓朗	67-2410	中学校代表	副会長
岩村田小学校	市川 瑠莉	67-3309	給食主任	
佐久平浅間小学校	臼田 雅子	66-1717	給食主任	
平根小学校	小林 こはる	67-3539	給食主任	
中佐都小学校	芳賀 未恵	67-3418	給食主任	
高瀬小学校	中澤 歩夢	67-2459	給食主任	
東 小学校	丸山 弘美	68-6829	給食主任	
浅間中学校	金井 真紀	67-2410	給食主任	
東 中学校	掛川 晃代	67-2392	給食主任	
岩村田小学校	上野 千夏		PTA副会長	
佐久平浅間小学校	岡村 君枝		PTA副会長	
平根小学校	渡辺 健司		PTA副会長	
中佐都小学校	菊原 美都香		PTA副会長	
高瀬小学校	小林 和樹		PTA副会長	
東 小学校	安原 広恵		PTA副会長	
浅間中学校	秋山 大祐		PTA副会長	
東 中学校	三石 忠正		PTA副会長	
学校給食北部センター	佐藤 直美		栄養教諭	
//	小林 早百合		栄養士	
//	竹中 真紀		栄養士	
事務局 学校給食課長 課長補佐 事業係 調理主任 調理副主任	小林 清彦 平林 久 原 歩 荻野 美香 菊池 亜矢子	佐久市大字長土呂64-22 学校給食北部センター 電話 67-5694 F A X 66-3450		

献立委員会委員の年度別内訳

※網掛け:会長職

年 度	小学校代表	中学校代表
平成15年度	4 東小	東中
平成16年度	5 岩村田小	浅間中
平成17年度	1 高瀬小	東中
平成18年度	2 中佐都小	浅間中
平成19年度	3 平根小	1 東中
平成20年度	4 東小	2 浅間中
平成21年度	5 岩村田小	1 東中
平成22年度	1 高瀬小	2 浅間中
平成23年度	2 中佐都小	1 東中
平成24年度	3 平根小	2 浅間中
平成25年度	4 東小	1 東中
平成26年度	5 岩村田小	2 浅間中
平成27年度	1 高瀬小	1 東中
平成28年度	2 中佐都小	2 浅間中
平成29年度	3 佐久平浅間小	1 東中
平成30年度	4 平根小	2 浅間中
令和元年度	5 東小	1 東中
令和2年度	6 岩村田小	2 浅間中
令和3年度	1 高瀬小	1 東中
令和4年度	2 中佐都小	2 浅間中
令和5年度	3 佐久平浅間小	1 東中
令和6年度	4 平根小	2 浅間中
令和7年度	5 東小	1 東中
令和8年度	6 岩村田小	2 浅間中
令和9年度	1 高瀬小	1 東中

～献立作成にあたって～

佐久市学校給食北部センター

1 学校給食のねらい

食事に関する正しい理解と適切な判断力を養い、児童生徒の心身の健全な発達に努める。
また学校給食を活用し、食育の推進を図る。

指導の重点:(学校給食法 第2条)

- (1)適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2)日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3)学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4)食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5)食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6)我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7)食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 学校給食の栄養

文部科学省より示されている「学校給食摂取基準」をもとに作成しています。この基準は、厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準(2015年版)」の考え方を踏まえるとともに、児童生徒の健康状態や生活活動、地域の実情に配慮し、弾力的に適用することとなっています。

区 分	基 準 値			
	児童(6～7歳)の場合	児童(8～9歳)の場合	児童(10～11歳)の場合	生徒(12～14歳)の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA (μ gRAE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

(学校給食摂取基準 令和3年2月 一部改訂)

※北部センターでは、小学校中学年(3・4年生)を基準に、低学年0.9、高学年1.1、中学校1.2倍を目安に量を調整して、献立を作成しています。

3 給食内容

○主食 ・米飯 週3回(月・火・木) ・ソフト麺 年16回程度(6月～9月は除く)

・パン 週2回(水・金) ・米粉パン 月1回程度

※お米、米粉は、佐久市産のものを使っています。

○牛乳 毎日

○副食 献立に基づき当センターで調理し各学校へ配送

※米飯、パン、牛乳は加工業者から直接各学校へ配送



【佐久市学校給食北部センターの特徴】

- ・行事食、佐久の郷土料理、ぴんぴんキラリ食(佐久市長寿献立)を取り入れています。
- ・地産地消給食、旬の地元で取れる食材を生かした給食作りをしています。
- ・可能な限り、手作りや包丁で手切り調理をし、よりおいしい味を求めて調理しています。
- ・各学校の希望献立の日を設けています。

4 衛生管理

- ・文部科学省「学校給食衛生管理基準」と、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき管理運営されています。
- ・すべての食材を中心温度計の使用により、確実に85℃以上の加熱を行い、記録しています。
- ・調理員の健康チェック及び衛生学習の実施をしています。

5 その他

【食に関する指導】

- ・センター見学(児童、生徒、PTA)
- ・PTA試食会(センターまたは学校にて実施)
- ・献立表、給食便り(家庭配布)、献立カレンダー(各クラスへ配布)による情報提供
- ・給食時における学校訪問での食指導(各校全クラス)
- ・食育講話

【学校給食北部センター管理・運営】

- ・運営委員会(年3回開催):センターの業務ならびに運営事項の審議、会計監査
- ・献立委員会(年2回開催):学校給食の充実を図る

★学校給食応援団 平成28年7月発足★

子ども達に地元の農産物への理解を深めてもらう食育の推進と、佐久市農業の活性化を目的とし、地元農家の方々が作った農作物を直接、小・中学校の給食センターに提供する組織です。

北部センターの学校給食応援団は、きゅうり、玉ねぎ、じゃがいも、長ねぎ、チンゲンサイなど、新鮮な地元野菜を日々の給食に届けてくださっています。

「地産地消により、佐久の農業生産を活性化させたい」
「子ども達に、佐久の美味しく安全な農作物を食べさせたい」



佐久市産の安心・安全な農作物の提供により
①新しい販路の確保 ②地域農業の活性化 ③子ども達への食育
④子ども達の郷土愛の醸成、等の様々な効果が期待されています。



令和6年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫をする。春を感じる献立。	入学・進級祝い	ちんげん菜・荀 キャベツ・菜の花・新玉ねぎ かんきつ類	給食のきまりを知る。正しい食事のあり方を身につける。	
5月	バランスのよい食事をしよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立 ぴんぴんキラリ食①	梅・メロン びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるように努力する。	運営委員会① 学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立	トマト・なす きゅうり おくら・玉ねぎ きゃべつ	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	献立委員会① 学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト じゃがいも	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をしよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	防災の日 十五夜 希望献立 小鮎の甘露煮	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜・梨・プルーン ぶどう・小鮎 さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	希望献立 ぴんぴんキラリ食②	サツマイモ 白菜・きのこ いわし さんま・サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をとるように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	勤労感謝の日(収穫祝) 希望献立	里芋・人参 きのこ・たら 鮭・白菜・大根 柿・りんご・栗	食べ物を大切にする気持ちを持つ。作る人への感謝の気持ちを持つ。	学校訪問 運営委員会②
12月	寒さに負けない食事をしよう。	寒さに負けない食品をとり入れた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立 ぴんぴんキラリ食③	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・フロッコリー りんご・みかん	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	七草 鏡開き 給食記念日 希望献立	なずな・凍豆腐 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぼんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。給食の歴史を知る。	
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血等、病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立 ぴんぴんキラリ食④	ほうれん草・小松菜 白菜・三つ葉 いわし・ルバ いよかん・苺・豆	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	献立委員会②
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 佐久の日献立 卒業祝い	菜の花 さわら・三つ葉 でこぼん	望ましい食生活への関心がもてるようになったか1年間のまとめをする。	運営委員会③

※「ぴんぴんキラリ食(年4回)」や「食育の日(郷土料理、行事食)」が入ります。

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。（佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱（平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号）

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省—

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的な受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

—「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会—

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要, エ) 食器や調理器具の共用ができない, オ) 油の共用

ができない, カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)~カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省—

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
 このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

アレルギー対応食の提供について

佐久市学校給食北部センター

1 対応食希望者へ配布する書類（◎が提出書類となります）

- 佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱
- 学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）
- ◎様式第1号（第6条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票」
別表「食物アレルギー症状食品等該当表」
- ◎様式第2号（第6条関係） 「学校生活管理指導表（原本配布・管理…学校）」
- ◎様式第3号（第7条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食事業実施申請書」
- 様式第4号（第8条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」
- ◎様式第5号（第9条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書」
- ◎様式第6号（第10条関係） 「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更（中止）願」

様式は、佐久市ホームページ内/市政情報/お役立ちガイド/例規集検索/五十音検索/力行/佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱 より印刷することもできます。

（但し、学校給食飲用牛乳停止関係書類は除く）

2 対応食提供実施までの流れ

- ① アレルギー対応食提供事業説明
…来入児は毎年11～12月説明会開催、新規は北部センターへ来所
- ② 意向調査票（様式第1号）及び別表・学校生活管理指導表（様式第2号）提出
※別表（食物アレルギー症状食品等該当表）
⇒記入し受診時に持参、受診後「様式第1号・様式第2号」とともに提出
- ③ 三者面談…②により除去の状況や、希望する対応等について確認します
- ④ 申請書提出（様式第3号）
- ⑤ 審査・決定（様式第4号）…教育委員会より家庭へ（様式4号）が送付されます
- ⑥ 承諾書提出（毎月・様式第5号）…飲用牛乳停止のみの方は必要なし
毎月20日までに予定献立表を家庭配布、確認後承諾書を提出
- ⑦ 変更（中止）願（様式第6号）…対応内容の変更又は中止を希望する際に提出
※医師の診断（学校生活管理指導表）が必要となります

3 献立

一般献立を基本として、食物アレルギーの起因となる食材料を除去した除去食または、代替食を提供します。

- ・主食 パン・ソフト麺・ご飯自体が食べられない場合は停止し返金
 混ぜ込みパン・混ぜご飯については除去または代替食
- ・主菜 除去または代替食 ・副菜 除去または代替食
- ・汁物 除去または代替食 ・牛乳 停止し返金
- ・デザート・ジャム等 代替食

対応例：小麦・乳・卵アレルギー

一般食献立

・丸パン（小麦）
・ロールキャベツ（パン粉・卵）
・マカロニサラダ（マカロニ・マヨネーズ）
・シチュー （ルウの小麦粉・牛乳・生クリーム）

対応食

・主食は停止（家庭より持参）
・手作りロールキャベツ（小麦・卵不使用）
・マカロニサラダ （米粉マカロニ・卵不使用マヨネーズ）
・豆乳シチュー （米粉・豆乳・豆乳ホイップ）

→

○調理

- ・アレルギー調理室で、専任の栄養士と調理員が調理、配缶します。

○学校・家庭との連絡

- ・毎月20日までに翌月分の実施予定献立表を家庭に配布、25日までに家庭から実施承諾書（様式第5号）を提出された場合に対応食の提供ができます。
- ※各学校ごとに取りまとめていただき、全員分揃えて25日までに回収をお願いいたします。
- ・献立内容や児童生徒の様子について連絡を取り合います。

4 その他

○北部センターでそば粉を使ったメニューは現在提供していません。しかし、使用する加工食品の原材料として使用されることや、製造ラインで混入する可能性があることも考え、業者より配合表をとり確認しています。

○ソフトめん（ソフトうどん・ソフトラーメン含む）は、工場内でそばの製造が行われています。そばとの製造ラインは別ですが、工場内で空気中に飛散する可能性がある為、心配のある方は相談していただくようにしています。

○パンは、工場内で給食用・市販用が同じ製造ラインで行われています。製造ライン上で混入する可能性がある為、心配のある方は相談していただくようにしています。

○果物類、トマト、ミニトマト、マヨネーズ、サラダの調味料以外の生ものは現在提供していません。これ以外の食品でアレルギーがあり、加熱すれば食べられるものについては対応食の対象外となります。

○安全な提供の為、1品につき1つの対応のみとしています。該当児童・生徒の対象食材を複数除去する場合がありますが、その際には毎月の確認の際にお伝えしています。

1 月々のやりとり

- ・毎月20日までに予定献立表を家庭配布
- ↓
- ・毎月25日までに承諾書をセンターへ提出（土日にかかる場合は前日までに）
- ↓（学校ごとに全員分揃ってからまとめてセンターへください）
- ・毎月末日までに対応内容一覧（個別アレルギー対応食確認表）を学校へ送付（4月分は例外となります）
- ・3月10日頃に予定献立表を家庭配布
- ↓
- ・3月14日までに承諾書をセンターへ提出
- ↓
- ・3月17日に対応内容一覧（個別アレルギー対応食確認表）を学校へ送付

2 日々のやりとり

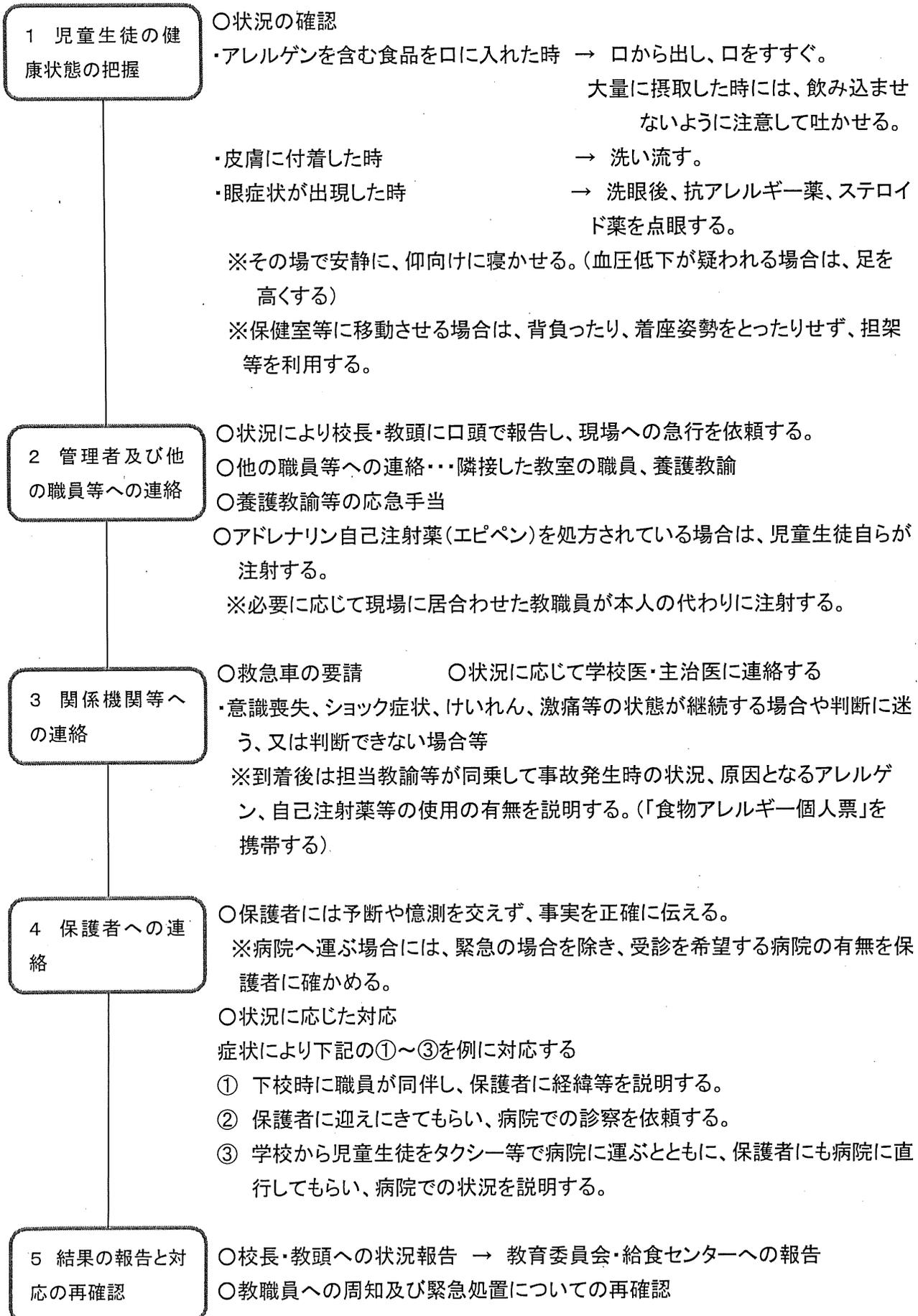
- ・学校ごと、その日の対応食をまとめてアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れて配送します。
- ・アレルギー食缶の中には、配送表と個別のアルミバックにネームプレートをつけて入れておきますので、配送後は学校ごとの取り決めにしたがって管理してください。
- ・個別のアルミバッグの中に、対応食と連絡表を入れておきますので、必ず学級担任等の職員が確認し、サインして戻してください。連絡事項のある場合は連絡欄に記入してください。（サインのない場合は至急確認をとります）
- ・対応食容器について
 - パン・・・ビニール袋
 - ご飯・・・小容器
 - 汁物・・・保温ジャー
 - 主菜・・・小容器
 - 和え物・・・小容器（保冷剤が入りますので、必ず戻してください）
 - 果物・・・小容器 またはビニール袋
- ・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく対応食容器に入れたまま戻してください。その際、容器のフタはきちんと閉めてください。
- ・欠席連絡が家庭から来た日はセンターからの対応食を止めます。
- ・数もの（主菜・くだもの・デザート）は代替食があっても減らしませんので、校内で予備にしてください。

3 その他

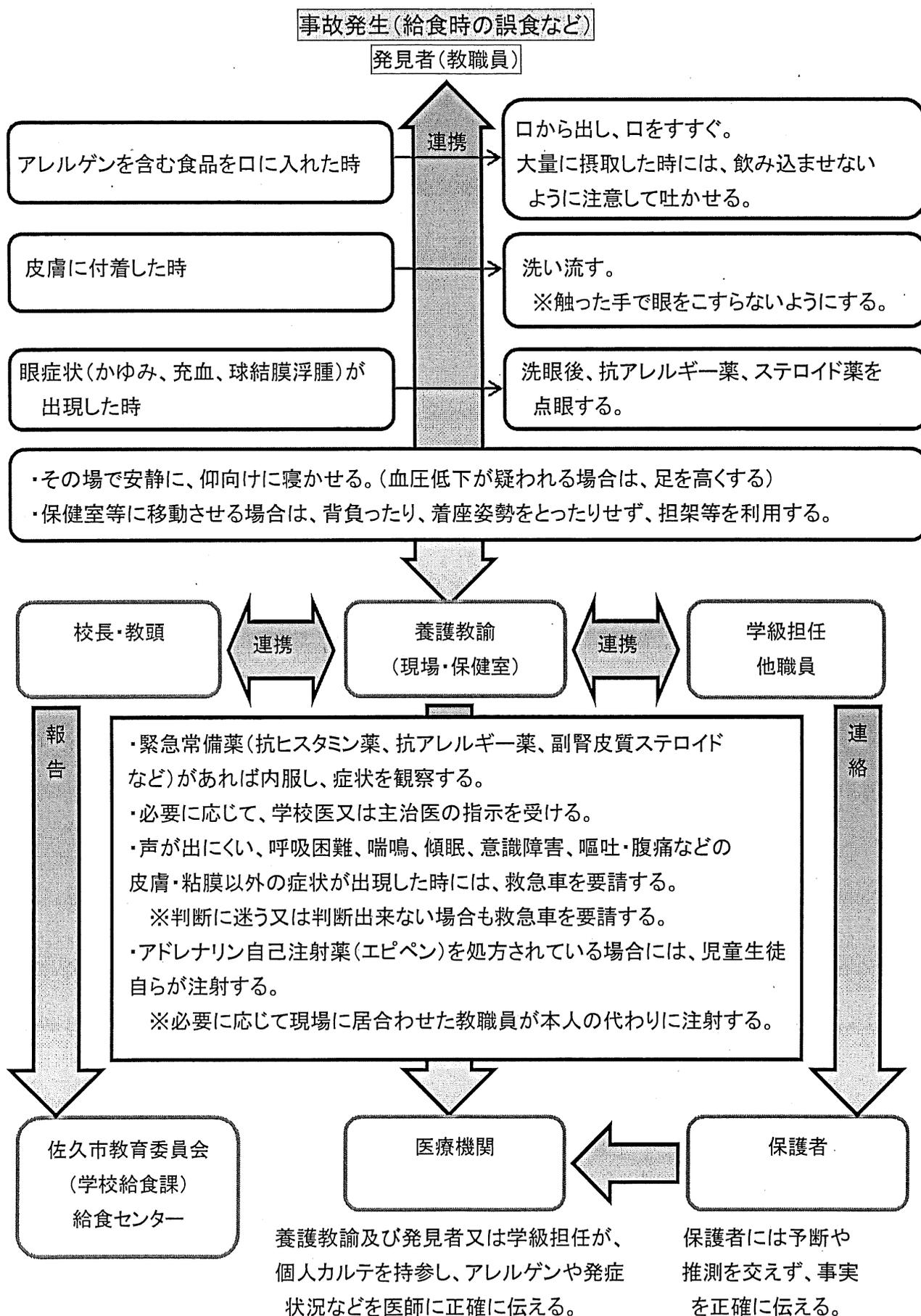
- ・学校配布の「学校におけるアレルギー疾患対応資料」（DVD含む）をマニュアルの見直しや研修資料としてご活用下さい。

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



○：センター作成書類 ●：学校作成書類

	継続者 (小1～5年 中学1～2年)	小学校新1年生 (来入児)	中学校新1年生 (現小学6年生)
4月～8月	対応食開始 転入生アレルギー調査 (随時)		
9月	毎月 ・対応食献立表作成 ・対応食確認表送付 (20日頃) ・家庭より承諾書戻り ・対応食内容最終確認 (25日頃) ・対応食決定内容学校へ送付	①食物アレルギー実態調査 (9月) 対象：全小学新1年生 場所：各小学校 (第1回来入児説明会にて) 「食物アレルギー調査について」 調査表配布回収	①食物アレルギー実態調査 (9月) 対象：全中学新1年生(6年生) 在籍している小学校において 「食物アレルギー調査について」調査表 配布回収
10月	保護者配布書類準備 (10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○別表 食物アレルギー症状食品等該当表 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について (継続受診用) 様式2」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書 (様式3) (2) 「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3) 学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4) アレルギー管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る) (5) 学校におけるアレルギー対応情報提供書 (様式4) (過去に医療機関から別紙様式14の3(学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用))が発行された者のみ)	保護者配布書類準備 (10月) センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食提供事業希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○別表 食物アレルギー症状食品等該当表 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について (初診用) 様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書 (様式3) (2) 「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3) 学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4) アレルギー管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る)	保護者配布書類準備 (10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ○別表 食物アレルギー症状食品等該当表 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について (初診用) 様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書 (様式3) (2) 「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用)」) (3) 学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの) (4) アレルギー管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る)
11月	①医療機関受診 (10月中旬～12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを1月下旬までにセンターへ送付する。	②佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会開催 (11月上旬) 対象：アレルギー対応食希望者 場所：学校給食北部センター ③医療機関受診 (11月～12月上旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを1月下旬までにセンターへ送付する。	②医療機関受診 (10月中旬～12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。また写しを1月下旬までにセンターへ送付する。
12月			
1月	②三者面談実施 (1月下旬～2月中旬) ※変更がある場合のみ実施 (必要に応じて) 参加者：保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 係長 栄養教諭 アレルギー担当栄養士 場所：各小中学校(在籍校) ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出	④三者面談実施 (1月下旬～2月中旬) 参加者：保護者 学校長 養護教諭 来入児係 給食主任等 係長 栄養教諭 アレルギー担当栄養士 場所：入学予定小学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出	③三者面談実施 (1月下旬～2月中旬) 参加者：保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 係長 栄養教諭 アレルギー担当栄養士 場所：入学予定中学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が提出
2月			
3月	③審査・決定 (3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	⑤審査・決定 (3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付	④審査・決定 (3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和6年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 310円
 - (2) 中学生 350円
 - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
 - (4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
ただし、前項(1)及び(2)の区分においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
 - (1) 小学生 保護者実質負担額 290円
 - (2) 中学生 保護者実質負担額 330円なお、前項(3)及び(4)の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）

ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 (令和6年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	70円	20円	61円	60円
中 学 校	70円	26円	67円	66円

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

令和4年12月20日条例第27号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市下小田切165番地1	臼田中学校及び臼田小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
 - (2) 課長補佐又は係長
 - (3) 主事又は技師
 - (4) 主事補又は技師補
- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

- (1) 給食を受ける小・中学校長
- (2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者
- (3) 学校医を代表する者 1人
- (4) 学校薬剤師を代表する者 1人
- (5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。
- (2) 給食の献立方針に関すること。
- (3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認められた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成25年9月26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年3月23日教委告示第12号

令和3年4月27日教委告示第11号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合には、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事を

いう。)の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月27日教委告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。